

第173回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成28年10月14日（金曜日） 午後2時30分から午後2時50分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課主査、同課主任、同課主事

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第8号 法第43条第1項ただし書による許可の同意
（無接道建築物の許可）

6 議事

【議案第8号について】

（委員） 武蔵野市が所有している地番■■■における「管轄転属により登記 平成18年2月6日」の意味を教えてほしい。

（特定行政庁） 平成18年2月6日に管轄が、本市の武蔵野出張所から東京法務局府中支局に転属したという意味である。土地については、昭和34年9月21日に買収している。

（委員） 申請敷地の前面通路が一部4mに満たない所があるということだが、境界確定はすべて済んでいるのか。

（特定行政庁） 当該通路の境界確定はすべて済んでいる。

（委員） 申請敷地が接する前面通路はセットバックするのか。

（特定行政庁） 申請敷地については、当該通路のL型側溝から10m、14mm後退があるが、施工が難しいと考えられるため、道路課としっかり協議していきたい。

（委員） 申請敷地の北側にある過去に申請された敷地は、通路の幅員が4mになるようにセットバックしている

のか。

(特定行政庁) 通路の幅員が4 mになるように、道路状の形態はとられている。

(委員) 境界確定後、市の所有地となっているということか。

(特定行政庁) はい。

(委員) 緊急車両は、申請敷地に接する通路の南側終端部で接続しているグリーンパーク遊歩道(都市計画緑地)に入ることができるか。若しくは、当該通路の北側から入るしかないのか。

(特定行政庁) 緊急車両は、緑道であるグリーンパーク遊歩道を通行することは難しく、当該通路の北側から入ることになる。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 湯浅 啓太

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 吉川 徹

同 委員 伊東 健次

同 委員 小石原 敏夫